

新年あけましておめでとうございます。今年も最新の情報をホームページで発信していきますので、よろしくご支援のほどお願い申し上げます。令和5年度の税制改正において相続時精算課税制度の見直しが行われたことから、その活用法等に関心が高くなっていると思われます。そこで、今回からシリーズで相続時精算課税制度について、令和5年度の改正の概要や活用の留意点などを徹底解説します。第一回目は、相続時精算課税制度の概要についてです。

1. 制度創設の背景

贈与税については、相続税の補完税として生前における贈与を通じた相続税の課税回避を防止するという側面と所得税・相続税に類する機能として無償の財産移転に対する利得に担税力を見だし負担を求めるといった様々な機能を併せ持っている税として構成されているところです。

このような機能を持つ贈与税においては、将来において相続関係に入る親からの贈与のほか、個人である第三者からの贈与についてもこれらを区分することなくこれらからの贈与を合計したところで累進税率により課税をしてきました。

また、相続税の補完税としての機能についても暦年による課税が行われてきたことから、一生に一度課税される相続税と比べて暦年に分割できる贈与税については、基礎控除、税率の累進度などが相続税と比べると当然ながら、控除は小さく、税率の累進度は急となっていました。

この結果、親から子への資産移転に係る税負担については、生前贈与を毎年計画的に行う他は、一般に生前に贈与する方が相続により移転させる方よりも税負担が重いことから、生前に贈与することに対して禁止的に作用してきました。

従来の贈与税の仕組みからは当然の結果ではありますが、①高齢化の進展に伴い、相続による次世代への資産移転の時期が従来よりも大幅に遅れてきていること、②高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会的要請などを踏まえて、将来において相続関係に入る一定の親子間の資産移転について、生前における贈与と相続との間で、資産の移転時期の選択に対する課税の中立性を確保することにより、生前における贈与による資産の移転の円滑化に資することを目的として、平成15年度税制改正において、相続時精算課税制度が創設されました。

2. 相続時精算課税制度の概要

相続時精算課税制度は、納税者の選択により、暦年単位による贈与税の課税方法「暦年課税」に代えて、贈与時には本制度に係る贈与税額（基礎控除額（※）：110万円、特別控除額：累積2,500万円、税率：一律20%）を納付し、その後、その贈与をした者の相続開始時には、本制度を適用した受贈財産の価額と相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を課税価格として計算した相続税額から既に納付した本制度に係る贈与税額を控除した金額を納付する（贈与税額が相続税額を上回る場合には還付を受ける）ことにより、贈与税・相続税を通じた納税をすることができるものです（相法21の9～21の18）。

（※）令和6年1月1日以後に受けた贈与から、毎年110万円の基礎控除後の金額が相続財産に加算されます（相法21の15①、21の16③）。

3. 適用対象者

相続時精算課税の適用を受けるためには、次のとおり受贈者及び贈与者について一定の要件があります。

（1）受贈者（相続時精算課税適用者）

贈与者の推定相続人である直系卑属及び孫のうち、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上である者が相続時精算課税に係る受贈者となることができます（相法21の9①、措法70の2の6①）。

推定相続人であるか否かについては、贈与の時ににおいて判定することになります。例えば、養子縁組を行ったことで年の中途から相続時精算課税制度に係る受贈者となる資格ができます。この場合には、同年中であっても養子縁組前の贈与については暦年課税が適用され、相続時精算課税制度については、養子縁組後の贈与が対象となります。

なお、相続税においては、その計算上、養子については、実子がいる場合には1人、実子がいなかった場合には2人というように種々の制限措置が講じられていますが、養子の相続権を否定しているものではありません。相続時精算課税制度においても、同様に相続権に直接関連する事柄であることから、このような制限措置は一切講じられていません。

（2）贈与者（特定贈与者）

贈与をした年の1月1日において60歳以上である者であれば、相続時精算課税に係る贈与者となることができます。

4. 適用対象となる財産等

相続時精算課税の適用に当たっては、贈与財産の種類（贈与によって取得したものとみなされる財産を含みます。）、贈与財産の価額（金額）並びに贈与回数に関する制限はありません。